

新型コロナウイルス感染症対策における市職員の分散業務の実施

本市では、4月20日から市役所における新型コロナウイルス感染症のまん延防止に備え、職員の時差出勤を実施し、これに加え5月7日から市民サービスを提供する市役所機能の停止リスクを避けるため本庁舎職員を分散配置して業務を実施します。

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、市民サービスを提供する市役所機能の停止リスクを避けるため、本庁舎勤務職員を、他の施設での分散業務を実施する。

2 実施期間

令和2年5月7日（木）～ 当面の間（感染状況による）

3 対象職員

本庁舎勤務職員（約480名）のうち約150名の職員

4 実施方法

保原・梁川・伊達地域の3～4施設に約50名単位で分散して業務を行う。